

# 長期に渡る疾患 等で

予防接種を受けられなかった方やお子さんは定期接種年齢を超えても

## 予防接種が受けられます

### 対象者

- 観音寺市に住民票がある方
- 長期に渡る疾患等のために、定期接種年齢内に予防接種を受けることができなかった方

### 接種回数

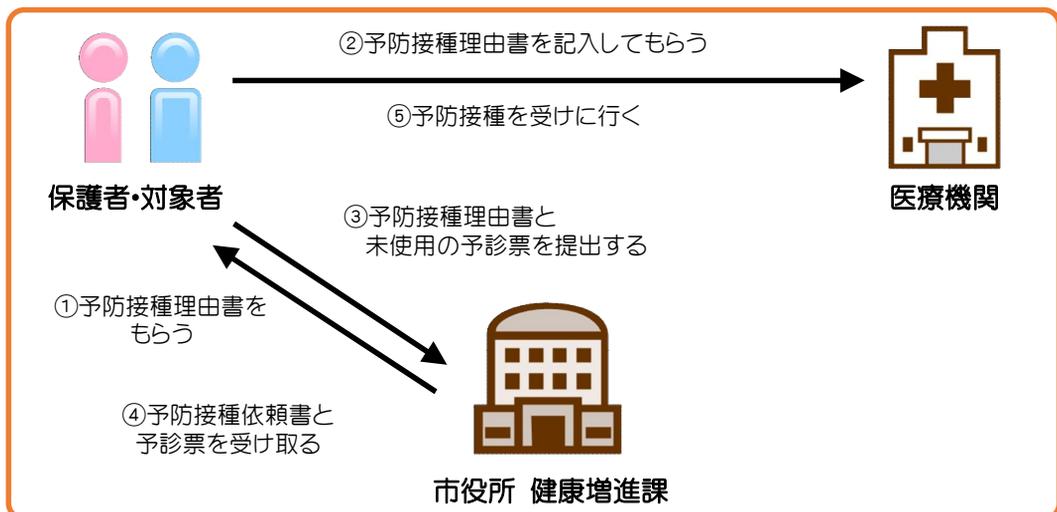
定期予防接種の残り回数  
※ただし予防接種の種類によって年齢上限あり

### 接種費用

無料

### 予防接種の受け方

- ① 健康増進課または医療機関から予防接種理由書をもらう
- ② 主治医の先生に理由書を記入してもらう  
【持参物】 ・ 母子健康手帳 (小児の場合)
- ③ 医療機関が記入した理由書と未使用の予診票を健康増進課へ提出する  
【持参物】 ・ 母子健康手帳 (小児の場合)  
※小児の場合は理由書の下欄にある保護者自署欄を必ず記入する
- ④ 健康増進課から長期療養児予防接種依頼書または長期療養者予防接種依頼書と予診票を受け取る
- ⑤ 接種医療機関で予防接種を受ける  
【持参物】 ・ 長期療養児予防接種依頼書または長期療養者予防接種依頼書  
・ 予診票 ・ 母子健康手帳 (小児の場合)



# 予防接種の年齢上限表

## 小児

Xは予防接種が受けられるようになった時点

疾病 (又はワクチン名)	定期の予防接種の対象者	年齢上限
ジフテリア	1期:生後3月から生後90月未満 2期:11歳以上13歳未満	X+2年  (ただし、4種混合ワクチン、 5種混合ワクチンを使用する場合は小児 (15歳未満)) (※1)
破傷風	1期:生後3月から生後90月未満 2期:11歳以上13歳未満	
百日せき	生後3月から生後90月未満	
ポリオ	生後3月から生後90月未満	
日本脳炎	1期:生後6月から生後90月未満 2期:9歳以上13歳未満	
麻疹	1期:生後12月から生後24月に至るまで 2期:6歳の年度	X+2年
風疹	1期:生後12月から生後24月に至るまで 2期:6歳の年度	X+2年
結核(BCG)	生後12月に至るまで	X+2年 (ただし、4歳未満) (※2)
子宮頸がん予防ワクチン	小6から高1年相当の女子	X+2年
ヒブワクチン	生後2月から生後60月未満	X+2年 (ただし、10歳未満) (※2)
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2月から生後60月未満	X+2年 (ただし、6歳未満) (※2)
水痘	生後12月から生後36月に至るまで	X+2年
B型肝炎	生後12月に至るまで	上限なし

(※1) 薬事承認の規定による設定

(※2) 医学的必要性による設定

## 高齢者

肺炎球菌	65歳の方 60歳～65歳未満の方で一定の基礎疾患がある方	X+1年
帯状疱疹	当該年度において65歳になる方 60歳～65歳未満の方で一定の基礎疾患がある方	

ワクチンの用法上等により接種可能な年齢上限が設定されています。

「特別な事情」があっても、

**年齢上限を超えている場合は公費で接種を受けることはできません。**